

議 案 第 9 9 号

磐田市監査委員に関する条例等の一部を改正する条例の制定に
ついて

磐田市監査委員に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように制定
するものとする。

令和8年9月9日提出

磐田市長 草 地 博 昭

磐田市監査委員に関する条例等の一部を改正する条例

(磐田市監査委員に関する条例の一部改正)

第1条 磐田市監査委員に関する条例（平成17年磐田市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

(磐田市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 磐田市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成17年磐田市条例第224号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(磐田市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 磐田市病院事業の設置等に関する条例（平成17年磐田市条例第227号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

磐田市監査委員に関する条例新旧対照表（第1条関係）

現行	改正案
（請求又は要求による監査） 第7条 法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項及び第7項、第235条の2第2項、第242条第1項及び<u>第243条の2の8第3項</u>並びに地方公営企業法第27条の2第1項の規定による請求若しくは要求に基づく監査をしようとするときは、当該請求又は要求があった日から7日以内に、これに着手するように努めなければならない。	（請求又は要求による監査） 第7条 法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項及び第7項、第235条の2第2項、第242条第1項及び<u>第243条の2の9第3項</u>並びに地方公営企業法第27条の2第1項の規定による請求若しくは要求に基づく監査をしようとするときは、当該請求又は要求があった日から7日以内に、これに着手するように努めなければならない。

磐田市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

現行	改正案
（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により、上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。	（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の9第8項</u>の規定により、上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。

磐田市病院事業の設置等に関する条例新旧対照表（第3条関係）

現行	改正案
（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第7条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。	（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第7条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の9第8項</u>の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。